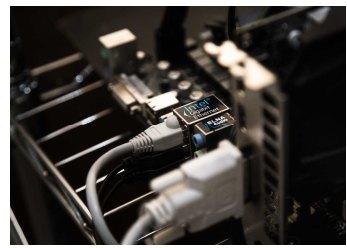
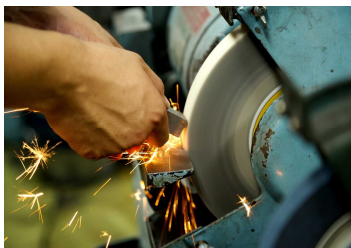


【令和3～4年度版】

半島地域の事業者の設備投資を応援する

半島振興のための国税・地方税の優遇措置について





はじめに

半島地域は、三方を海に囲まれた特徴的な地形から、古くから漁業や海上輸送などの拠点として発展してきました。また、火山活動に伴う地形の隆起などの成り立ちから、独自の自然環境や文化を形成しています。半島地域の各地には、このような豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在します。

一方、半島地域には、平地に恵まれていないなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題があります。

このような課題に半島地域が打ち勝つには、地域活性化の核となる産業の振興を図ることが非常に重要です。そのため、国や地方公共団体は、半島振興法等に基づき、国税と地方税の優遇措置（半島税制）を導入し、法人税や固定資産税などの負担軽減を図り、半島地域内の事業者の皆様の積極的な設備投資を後押ししています。



半島振興対策実施地域



半島地域の事業者の積極的な設備投資を応援する税制優遇措置です

「半島税制」は、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域に指定された市町村が、同法に基づく「産業振興促進計画」を策定している場合に適用される、**国税と地方税の優遇措置**です。

「半島税制」を活用することで、**製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者**は、**機械・装置、建物・附属設備及び構築物**の取得、建設、改修などを行う場合に、**5年間の割増償却（国税（法人税）の優遇措置）**が適用されるほか、地域によっては**固定資産税など地方税の優遇**を受けることができます。

事業に伴う様々なニーズに合わせて活用いただけます

■ 最新の製造設備を導入して生産性を高めたい

半島税制は、製造精度の向上や、生産の効率化、老朽設備の更新などに対応する最新設備の導入などの場面で広く活用いただけます。



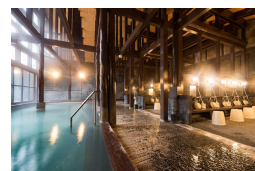
■ こだわりの特産品をブランド化したい

半島地域は、全国トップレベルのブランド力を発揮する農林水産物や地酒など特産品の宝庫です。半島税制は、このような特産品の販売拡大に欠かせない冷蔵・冷凍設備などの導入に広く活用いただけます。



■ たくさんのお客様に地元自慢の名湯を楽しんでほしい

半島税制は、建物や附属設備、構築物を建設・改修などした場合に広く活用いただけます。地元の温泉を活かした旅館やホテルの建設・改修や、施設内の設備の刷新などにお役立ていただけます。



2 「半島税制」活用のメリット

優遇措置の適用により税負担が軽減されます

国税の優遇措置については、**取得価額の一定割合に相当する額を、当該事業年度より5年間、割増して減価償却（割増償却）**できます。割増償却することで、適用期間中の法人税の負担額が軽減（繰り延べ）されます。

また、地域によっては**法人事業税、固定資産税、不動産取得税の優遇措置**を導入している自治体があります。詳しくは最寄りの道府県・市町村の担当課にお問い合わせください。

幅広い業種と設備投資に適用されます

製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者が、機械・装置、建物・附属設備及び構築物の取得、建設、改修などを行う場合に適用を受けることができます（注）。

対象業種

- 製造業
- 旅館業
- 農林水産物等販売業
- 情報サービス業等

対象設備

- 機械・装置
- 建物・附属設備、構築物

（注）国税優遇措置の場合。地方税優遇措置については最寄りの市町村にお問い合わせください。

最小500万円の設備投資からご利用頂けます

製造業と旅館業については事業者の資本金の規模に応じて、**農林水産物等販売業と情報サービス業等**については資本金の規模に関わらず、**最小で500万円の設備投資**から適用を受けることができます（注）。

（注）国税優遇措置の場合。地方税優遇措置については最寄りの市町村にお問い合わせください。

産業振興促進計画を策定している市町村内で、事業者が対象の設備の取得、建設、改修等を行った場合、5年間の割増償却を行うことができます。割増償却することで、適用期間中の法人税負担が軽減（繰り延べ）され、より多くの資金を手元に確保することができます。

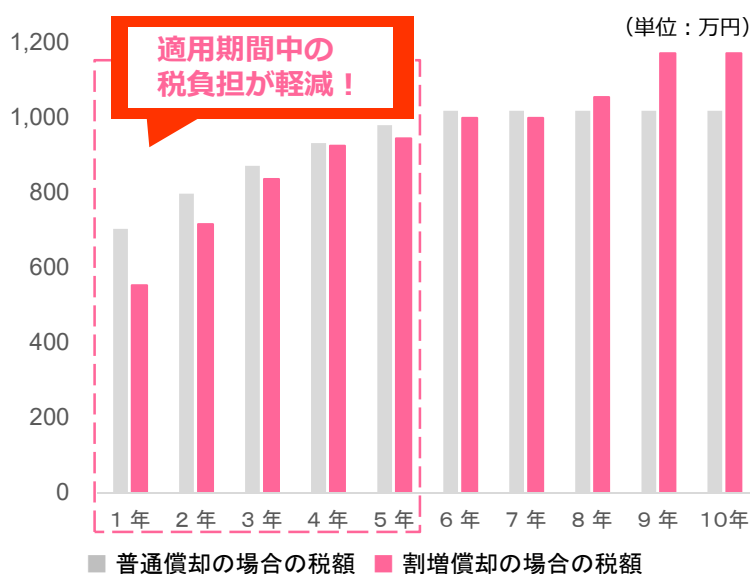
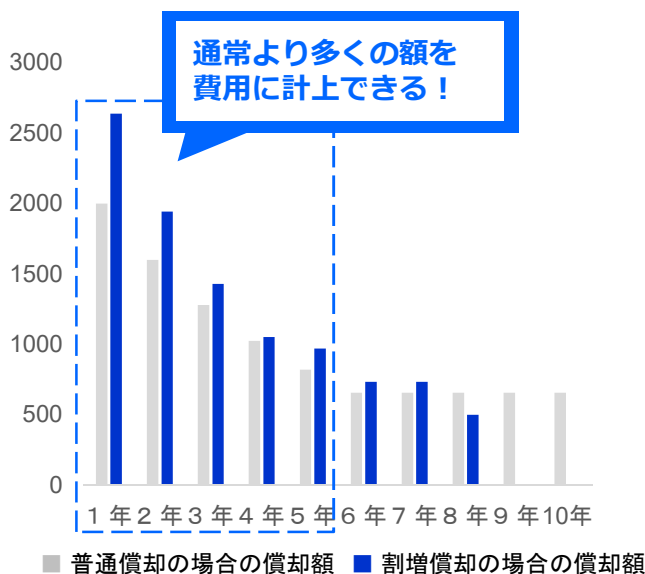
国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価 額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上※2		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

※2 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

割増償却を行った場合の減価償却額と法人税額

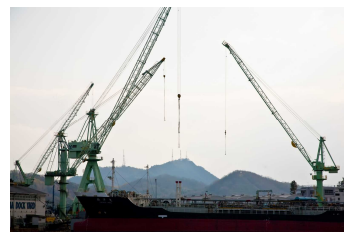


・償却前の課税所得額は5,000万円 ・取得価額1億円、法定耐用年数10年の機械を定率法により償却

■ 対象となる業種

製造業

食料品製造業、木材・木製品製造業、繊維製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 等



旅館業

ホテル営業、旅館営業 等



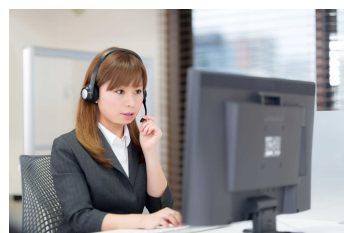
農林水産物等販売業

農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等



情報サービス業等

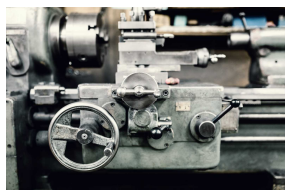
情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 等



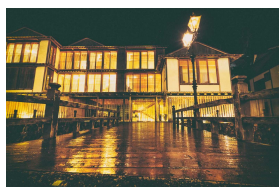
■ 対象となる設備

設備の**取得、建設、改修など**を行う場合に適用が受けられます

機械・装置



建物・附属設備、構築物



※ 対象業種・対象設備の詳細は、最寄りの税務署にご確認ください。

4 地方税の優遇措置について

産業振興促進計画を策定している市町村内で、事業者が対象の設備を新設または増設した場合に、道府県または市町村によっては、国の財政支援（減収補填）を受けて、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率を優遇する措置をとっている場合があります。詳しくは最寄りの道府県・市町村の半島振興担当課にお問い合わせください。

■ 国の財政支援の対象となる地方税優遇措置の対象業種、取得価額等

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設		
取得 価額 ※	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

■ 地方税優遇措置の例（南房総市による固定資産税の特例措置）

南房総市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	
対象設備	家屋、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
特例内容	固定資産税の税率を、3年度に限り、南房総市税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率とする。 (1) 初年度分 100分の0.14 (2) 第2年度分 100分の0.35 (3) 第3年度分 100分の0.70
適用期限	平成37年3月31日まで（条例の適用期限）

（注）条例の内容を簡略化して記載しています。具体的な要件などは南房総市にお問い合わせください。

国・地

株式会社 岡本農園 (南房総市)

【事業概要】

農林水産物等販売業 (水稻育苗、農産物生産及び作業受託など)

【取得設備】

乾燥調製施設・設備一式

- 農地集積・規模拡大を図るための多品種導入とそれに伴う作期の拡大により、従来の設備では処理不能となったため、米穀乾燥調製施設 (ライスセンター) を取得。
- もともと税制優遇措置の存在を知らなかったが、**南房総市役所が声をかけてくれたことをきっかけに知ることができた。**
- **手元資金の確保のため、割増償却 (国税優遇措置) を利用。**
- また、**南房総市の地方税優遇措置 (固定資産税の不均一課税) を利用。** 初年度課税率が約 1 / 10 で、3 年間続くため、**節税効果は大きい。**
- 設備の導入により、多品種導入による作期の拡大に対応。また、生産コストの大幅な削減が図られた。



地

株式会社 こがね (館山市)

【事業概要】

旅館業 (旅館・ホテルなど)

【取得設備】

宿泊施設

- 数年前に県から取得した施設をリノベーションしてホテル「たてやま温泉 千里の風」をオープン。
- 税制優遇措置は、**館山市の固定資産税の不均一課税を利用。** **館山市の観光関連セクションと日常的に交流があり、施設のオープン前に支援措置を相談したら探してくれた。**
- **税の軽減効果は非常に大きい。** 設備産業なので、常に更新する必要があり、税の軽減分は設備改修への再投資、ネット予約システムなどの整備に投入した。
- 優遇措置申請の手続きは簡易だと思う。やったことは税務課と固定資産税の内容について詰めたくらい。



ポイント

両企業とも、最寄りの自治体との日ごろのコミュニケーションの中で優遇措置利用のヒントを得ています。

まだまだたくさん 税制活用アイデア（その他の活用事例）

生産性の向上に

A 社

（北松浦半島）

造船業

溶接機の不足を補うための溶接ロボットその他の船舶製造機械等を取得するにあたり、割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

B 社

（紀伊半島）

餅菓子製造業

生産性の向上や衛生管理体制の強化のため製造設備の更新・関連設備を整備。割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

特産品の販売拡大や地域資源を活かした観光振興に

C 社

（能登半島）

農林水産物等販売業

能登半島で水揚げされた水産物の冷凍保管用施設と冷凍設備の取得にあたって割増償却（国税）を利用。

D 社

（薩摩半島）

農林水産物等販売業

特産のまぐろを活かした食堂併設の観光物産館を開業。建物や冷蔵庫等を整備するにあたり、割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

E 社

（薩摩半島）

菓子製造業

主力商品（さつまいも原料）の販売増を目指す中で、老朽化した店舗を新たな旗艦店として刷新するため建て替え。割増償却（国税）を利用。

F 社

（紀伊半島）

飴菓子製造業

大規模な国際イベントの県内開催を契機に商品需要が増大。増産のため製造設備の取得・建物の改修を行い、割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

地域資源を活かした観光振興に

G 社

(能登半島)

旅館業

半島の先端部の立地を活かし、海外からのインバウンド需要の取り込みに注力。売店・駐車場等の整備にあたり割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

H 社

(丹後半島)

旅館業

遊休施設の再生による地域振興に貢献するため旅館を開業し、建物・附属設備・構築物を整備。割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

事業の新規拡大に

I 社

(紀伊半島)

自動車部品製造業

新規事業として航空機部品製造を開始するにあたり、専用設備としてアルミ板金加工用生産設備を導入。割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

J 社

(紀伊半島)

衣類製造業

半島地域外に立地していたスポーツウェア製造工場の老朽化に伴い、生産能力増強のため紀伊半島に工場を移転。建物・附属設備に割増償却（国税）を利用。

その他

K 社

(北松浦半島)

業務用機械器具製造業

試験研究、訓練その他用途に供する設備及び計測機器を開発・製造等するための附属設備や構築物を整備。割増償却（国税）と不均一課税（地方税）を利用。

L 社

(北松浦半島)

農林水産物等販売業

従業員の高齢化に伴う腰痛対策と業務軽減のため最新の玄米精選設備作業効率化装置を導入。割増償却（国税）を利用。

国税に関する手続き

国税の優遇措置の適用を受けるためには、市町村から、租税特別措置法の適用の前提である「産業振興促進計画」に適合している旨の確認を受け、税務署に必要書類を提出する必要があります。

確認申請書の提出



確認申請書に必要事項を記入し、市町村の窓口へ提出。
(様式は市町村が発行)

適合性の確認



確認申請書の内容が、「産業振興促進計画」に適合しているかを市町村が確認。

税務署へ提出



市町村が計画に適合している旨確認したことを証する書類及び税務申告書類を税務署に提出。

優遇措置の適用



地方税に関する手続き

地方税の優遇措置の適用を受けるためには、道府県または市町村に不均一課税を申請する必要があります。詳しくは最寄りの道府県または市町村にお問い合わせください。

国税に関すること

- 最寄りの税務署
- 市町村の担当部署 ※確認書の提出関係等
- 国税庁タックスアンサー（よくある質問）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

地方税に関すること

- 市町村の税窓口
- 道府県の税事務所

地域	道府県	市町村名
積丹	北海道	共和町
		岩内町
		泊村
		神恵内村
		積丹町
		古平町
		仁木町
		余市町
渡島		函館市
		北斗市
		松前町
		福島町
		知内町
		木古内町
		七飯町
		鹿部町
		森町
		八雲町
		長万部町
		江差町
		上ノ国町
		厚沢部町
		乙部町
		今金町
せたな町		
津軽		五所川原市
		つがる市
		今別町
	蓬田村	
	外ヶ浜町	
	板柳町	
	鶴田町	
	中泊町	
	下北	むつ市
		野辺地町
横浜町		
東北町		
六ヶ所村		
大間町		
東通村		
風間浦村		
佐井村		
男鹿		秋田県
	男鹿市	
	潟上市	
	三種町	
南房総	千葉県	大潟村
		館山市
		勝浦市
		鴨川市
		富津市
		南房総市
		いすみ市
大多喜町		
御宿町		
鋸南町		

地域	道府県	市町村名
能登	富山県	氷見市
	石川県	輪島市
		珠洲市
		能登町
		穴水町
		七尾市
		志賀町
		中能登町
		羽咋市
		宝達志水町
		津幡町
		かほく市
		内灘町
		松崎町
		沼津市
伊豆中南部	静岡県	西伊豆町
		伊豆市
		下田市
		南伊豆町
		河津町
		東伊豆町
		伊勢市
		松阪市
		尾鷲市
		鳥羽市
紀伊	三重県	熊野市
		志摩市
		多気町
		明和町
		大台町
		玉城町
		度会町
		大紀町
		南伊勢町
		紀北町
		御浜町
		紀宝町
		五條市
		吉野町
		大淀町
		下市町
		黒滝村
	奈良県	天川村
		野迫川村
		十津川村
		下北山村
		上北山村
		川上村
		東吉野村

地域	道府県	市町村名
紀伊	和歌山県	海南市
		橋本市
		有田市
		御坊市
		田辺市
		新宮市
		紀の川市
		岩出市
		紀美野町
		かつらぎ町
		九度山町
		高野町
		湯浅町
		広川町
		有田川町
		美浜町
		日高町
		由良町
		印南町
		みなべ町
		日高川町
		白浜町
		上富田町
		すさみ町
		那智勝浦町
		太地町
		古座川町
丹後	京都府	北山村
		串本町
島根	島根県	宮津市
		京丹後市
江能倉橋島	広島県	伊根町
		与謝野町
室津大島	山口県	松江市
		出雲市
佐田岬	愛媛県	呉市
		江田島市
幡多	高知県	柳井市
		周防大島町
		上関町
		平生町
		八幡浜市
		西予市
		伊方町
		宿毛市
		土佐清水市
		四万十市
		大月町
		三原村
		黒潮町

地域	都道府県	市町村名
東松浦	佐賀県	唐津市
		玄海町
北松浦	長崎県	伊万里市
		佐世保市
東松浦・北松浦		平戸市
西彼杵		佐々町
		松浦市
		長崎市
島原	長崎県	西海市
		島原市
		諫早市
		雲仙市
	南島原市	
国東	大分県	豊後高田市
		杵築市
		国東市
		日出町
宇土天草	熊本県	宇城市
		宇土市
		上天草市
		天草市
	宮崎県	苓北町
		日南市
		串間市
		鹿屋市
大隅	鹿児島県	垂水市
		曾於市
		志布志市
		大崎町
		東串良町
		錦江町
		南大隅町
		肝付町
		鹿児島市
薩摩		日置市
	南さつま市	
	南九州市	
	枕崎市	
	指宿市	
	いちき串木野市	